

令和3年（2021年）4月1日

宇部・山陽小野田消防組合へ提出いただく請求書等の押印省略について

このたび、消防組合に提出される書類の一部について、氏名印、事業者の代表者印等の押印の省略やメールによる提出を可能としましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 押印省略できる書類

「請求書」「納品書」

ただし、国の法令等により、押印や書面による提出が定められているものは、対象ではありません。

2 押印省略時の留意事項

押印を省略する場合には、下欄に、事務担当者（取引に関する事務の担当者。個人の請求は「本人」と記載）の氏名及び連絡先を、請求書及び納品書（以下「請求書等」といいます。）に記載してください。確認のため必要に応じて、持参された場合には本人確認を、郵送等された場合には記載された連絡先に、御連絡をさせていただく場合があります。

※参考 請求書記載例

3 メールによる提出

押印省略された請求書等は、メールによる提出もできます。この場合も、必要に応じて、本人確認等をさせていただく場合があります。

※メールによる提出は、PDF形式の添付ファイルとすること。

4 取扱開始日

発行日が令和3年4月1日以降の請求書等とします。

5 その他

今までどおり代表者印や個人印を押印された請求書等でも受理できます。

御不明な点は、請求書等の提出先担当課までお問い合わせください。